

## 一般行政報告

平成 25 年第 2 回定例会（6 月）

### 《 目次 》

1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について
2. 名古屋空港からのチャーター便就航について
3. 開業医誘致について
4. わっかない海の駅の登録について
5. 稚内市特別職報酬等審議会への諮問について

平成 25 年第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、5 項目につきまして一般行政報告をいたします。

◎ 1 点目は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について」であります。

この件につきましては、すでにご承知のとおり、昨年 3 月の定例市議会の一般質問におきまして「市民の皆さんの安心・安全が確保されること」を前提に、北海道の呼びかけに協力したい旨の答弁をして、今日に至っておりますが、放射能汚染の問題と同一視されて議論されたこともあり、市の内外から多くのご意見をいただいたことは、これまでもご説明してきたところでございます。

本市といたしましては、北海道が受け入れ先とした「岩手県」のガレキについて具体的な情報収集や被災地の視察を行うなど、受け入れについての検討を進めてまいりました。

この間、何度か環境省から処理工程表が公表され、その経過の中で、ガレキの量も当初と大きく変わり、昨年 8 月以降は、岩手県の漁具・漁網の処理に絞って検討してきたところであります。

そうした中、環境省は先月 7 日、本年 3 月末現在の「災害廃棄物処理の進捗状況」と「新たな処理工程表」を公表し、岩手と宮城の両県では、県内処理の拡大や、近隣県での追加受入の決定などにより、来年 3 月までに、漁具・漁網を含む全ての処理が可能になったことが明らかにされたところであります。

この公表後、先月 13 日には、環境省北海道地方環境事務所長と北海道環境生活部環境局長が本市を訪れ、改めて説明を受けましたが、その席上、今後、国から北海道に対する受入要請は無いと判断しているとのお話がありました。

こうした状況から、本市において、東日本大震災で発生したガレキなどの受け入れについては、その可能性は今後も生じないと判断し、検討を終了することといたしました。

震災発生後 2 年 3 カ月がたちましたが、改めて市民の皆様と一緒に、被災地の復旧、復興が一層加速されることを心からお祈り申し上げます。

◎ 2 点目は、「名古屋空港からのチャーター便就航について」であります。

去る 5 月 9 日、愛知県庁におきまして、名古屋空港から稚内空港へのチャーター便の就航にかかる記者会見が行われ、私と稚内商工会議所中田会頭が同席をいたしました。

この運航会社は、静岡県静岡市に本社を置く「フジドリームエアラインズ、通称 FDA」であり、7 月 12 日から 8 月 22 日までの期間、19 往復の運航で、1,300 人強を送客する計画となっているものであります。

今年度は、夏期間における関西便、中部便の就航が休止となり、関係者の皆さんには大変ご心配をおかけしましたが、今回のチャーター便就航により、中部圏からの大切な誘客ルートが維持できたことは、喜ばしいことと考えております。

私も、記者会見に先立ち、F D A本社や各旅行会社を訪問し、一人でも多くの皆さんにお越しいただけるよう、この地域の持つ魅力を強くアピールしてきたところであります。

この度のチャーター便の就航実現に際しましては、北海道から事前の情報提供など様々なご協力をいただき、深く感謝しているところであります。

今後は、このチャーター便が今年限りで終了することなく、来年以降も引き続き就航していただけるよう、運航会社に働きかけてまいりますが、休止された季節便の再開あるいは今回のチャーター便の定期化も視野に入れながら、関係者、関係機関とも連携を図り、稚内空港利用の一層の拡大に努めてまいります。

◎3点目は、「開業医誘致について」であります。

これまでも勤務医の拡充あるいは開業医誘致に懸命に取り組んできたところでありますが、今年度からの市立稚内病院の内科医1名減や、市内開業医の病気療養による長期休業という、さらに医療環境の厳しい現状のなか、このたび新たに今年10月下旬を目途に、中央地区に内科の診療所が開業する運びとなりました。

開業される医師は、佐賀県出身の「藤川 省三（ふじかわしょうざぶ）」さん64歳であり、

現在は、長野県で「は一ぶの里診療所」という内科診療所を開院されております。

本市で開業する経緯につきましては、ご本人が、本市のホームページを見て、開業医誘致制度を知ったことがきっかけであり、問い合わせ後、市としても藤川さんへの積極的な情報提供と協力をしてきたところであります。

また、ご本人も何度か本市を訪れ、市は勿論のこと、地元医師会等ともお話をされるなど、稚内で開業するための環境整備に努められ、それらに目途が立ち、今回の物件取得に至ったものであります。

今後は、取得された物件の改修工事を行うとともに、開設届出書の提出や看護師をはじめとするスタッフの確保など、諸準備を進める予定と伺っております。

本市といたしましては、今月末頃までに提出される「助成申請書」を受けて、「開業医誘致助成審査委員会」を開催する予定であります。

藤川さんは、開院後、外来診療は勿論、訪問診療にも意欲をお持ちであり、わがまちの医療環境の充実・発展に貢献頂けるものと、大いに期待しております。

◎4点目は、「わっかない海の駅の登録について」であります。

かねてから登録に向けて準備を進めておりました「わっかない海の駅」が、3月13日に開催された「北海道海の駅・マリンロード設置推進会議」において承認され、北海道で6番目の海の駅として登録されました。

登録の要件としては、来訪者が利用できる「係留施設」や「トイレ」の設置、また「情報提供」が可能な施設とされており、本市におきましては、稚内ポートサービスセンターと稚内副港市場が登録されたものでございます。

この「わっかない海の駅」は、平成 19 年 11 月に、北海道第 1 号で登録された「みなとオアシス稚内」のエリア内でありまして、「稚内副港市場」「フェリーターミナル」「キタカラ」「北防波堤ドーム公園」「道の駅わっかない」など、中心市街地活性化や駅前再開発により、港と一体となったまちづくりを推進している地区に位置をしております。

この「わっかない海の駅」のオープニングセレモニーにつきましては、4 月 28 日に稚内副港市場で開催し、北海道運輸局から「海の駅登録証」の伝達が行われ、記念プレートの除幕も行なわれました。

また、先月 18 日には、第 1 号の利用者として、ニュージーランドから親子 3 名が乗船した大型ヨットが寄港し、歓迎セレモニーを行ったところであります。

今後も、日本の最北端にある「海の駅」「道の駅」「鉄道の駅」など、地域の魅力を最大限に活用しながら、関係者の皆様と連携し、「賑わいづくりへの取り組み」を積極的に進めてまいります。

◎ 5 点目は、「稚内市特別職報酬等審議会への諮問について」であります。

去る 5 月 21 日、稚内市特別職報酬等審議会を開催し、特別職の給料並びに市議会議員の報酬について諮問いたしました。

今回の諮問につきましては、平成 23 年に開かれた同審議会において『審議会の開催は国内外や市内の経済状況、さらには、道内の各自自治体の状況を速やかに反映させるため、2 年間隔で定期的開催することが望ましい。』との意見があり、私も全く同感でありますから、開催したものであります。

現在の、特別職の給料額、報酬額につきましては、平成 18 年 3 月の同審議会の答申に基づき、市長は 10%減額、副市長・教育長そして市議会議員は 7%減額して支給することとし、今日に至っております。

この間、本市では、財政健全化プランに基づき、総合的な人件費の抑制に努め、財政運営の健全化を進めてきたところでもございます。

今回の審議会委員の皆様には、先に述べた経緯等も十分に説明させていただきながら、審議をお願いしたところであります。

また、報酬等の審議に加え、本年度から実施した一般職員の退職手当引き下げに伴う、市長等の退職手当につきましても、あわせて審議会の意見を伺いたい旨、お願いしておりましたが、報酬等の審議に先立ち、すでに審議会からご意見をいただいたところであります。

私といたしましては、審議会からのご意見を十分に踏まえながら、市長・副市長・教育長の退職手当の支給率を、一般職と同様に 15%引き下げることとし、本定例会に改正条例案を上程しているところでございます。

以上、5 項目についてご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。